

30 福保高施第2248号
平成31年3月1日

指定介護老人福祉施設
介護老人保健施設
介護医療院
軽費老人ホーム
養護老人ホーム
有料老人ホーム

管理者 殿

東京都福祉保健局高齢社会対策部施設支援課長

上野 睦子
(公印省略)

東京都福祉保健局高齢社会対策部施設計画担当課長

植竹 則之
(公印省略)

身体的拘束等の適正化の推進について（通知）

平素より、東京都の高齢者施策にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、身体的拘束等の適正化につきましては、平成30年度介護報酬改定に伴い、各施設の基準省令及び都条例が改正され、身体的拘束等の適正化のための指針の整備や身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の定期的な開催などが義務づけられました。

このことについて、実地検査において取り組み状況が不十分であることが判明した施設が散見されるため、身体的拘束等の適正化及び介護報酬の減算について改めて周知致します。

つきましては、身体的拘束等の適正化の推進を図る観点から、引き続き、基準省令及び条例等を遵守いただくとともに、その運用の徹底を図って頂きたいお願い致します。

記

1 基準条例において身体的拘束等の適正化について定めている施設等

- ・ 介護老人福祉施設
- ・ 介護老人保健施設
- ・ 介護医療院
- ・ 特定施設入居者生活介護
- ・ 介護予防特定施設入居者生活介護
- ・ 軽費老人ホーム
- ・ 養護老人ホーム

※ 有料老人ホームにつきましては、東京都有料老人ホーム設置運営指導指針の改正を行っております。

2 平成30年の条例改正で追加された事項（詳細は別紙参照）

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的を実施すること。

3 身体拘束廃止未実施減算の要件（詳細は別紙参照）

以下のいずれかに該当する場合、身体拘束の有無に関わらず減算※の対象となります。

- (1) 記録を行っていない。
- (2) 身体的拘束の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催していない。
- (3) 身体的拘束適正化のための指針を整備していない。
- (4) 身体的拘束適正化のための定期的な研修を実施していない。

※ 減算の対象…全利用者

減算率…所定単位数の100分の10

減算期間…事実が生じた月の翌月から改善が認められた月まで（最低3か月間）

なお、実地検査の時点で厚生労働大臣が定める基準を満たしていても、過去に当該基準を満たしていない時期があったことが判明した場合、原則、当該事実を発見した月以降、少なくとも3か月に渡り利用者全員が減算の対象となることを厚生労働省へ確認しております。

4 問い合わせ先

ご不明な点がございましたら、各施設の担当宛てにお問い合わせください。

施設種別	担当	電話番号
指定介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護医療院 軽費老人ホーム 養護老人ホーム	施設運営担当	03-5320-4264
有料老人ホーム	有料老人ホーム担当	03-5320-4296

【基準省令及び基準条例】

サービス種別	省令名	該当条項	条例名等	該当条項
指定介護老人福祉施設	指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準	第11条第4項から第6項まで(従来型)、第42条第6項から第8項まで(ユニット型)	・東京都指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例 ・東京都指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則	・条例第20条第4項から第6項まで(従来型)、条例第47条第4項から第6項まで(ユニット型) ・規則第6条の2(従来型)、規則第10条の2
介護老人保健施設	介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準	第13条第4項から第6項まで(従来型)、第43条第6項から第8項まで(ユニット型)	・東京都介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例 ・東京都介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例施行規則	・条例第21条第4項から第6項まで(従来型)、条例第48条第6項から第8項まで(ユニット型) ・規則第8条の2(従来型)、規則第13条の2(ユニット型)
介護医療院	介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準	第16条第4項から第6項まで(従来型)、第47条第6項から第8項まで(ユニット型)	・東京都介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例 ・東京都介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例施行規則	・条例第21条第4項から第6項まで(従来型)、条例第48条第6項から第8項まで(ユニット型) ・規則第9条(従来型)、規則第15条(ユニット型)j
特定施設入居者生活介護	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準	第183条第4項から第6項まで	・東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例 ・東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則	・条例第227条第4項から第6項まで ・規則第59条の2
介護予防特定施設入居者生活介護	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	第239条第1項から第3項まで	・東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例 ・東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行規則	・条例第212条第1項から第3項まで ・規則第55条の2
軽費老人ホーム	軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準	第17条第3項から第5項まで	・東京都軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例 ・東京都軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則	・条例第18条第3項から第5項まで ・規則第8条
養護老人ホーム	養護老人ホームの設備及び運営に関する基準	第16条第4項から第6項まで	・東京都養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例 ・東京都養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則	・条例第17条第4項から第6項まで ・規則第6条
有料老人ホーム			・東京都有料老人ホーム設置運営指導指針	9(14)から(16)まで

【条文】 ※指定介護老人福祉施設の条文を掲載しております。他の施設種別につきましては各自でご確認ください。

区分	基準省令	解釈通知	基準条例・条例施行規則	条例施行要領
方針	(省令第11条第4項) 指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスの提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。	同条第4項及び第5項は、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならず、緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う場合にあっても、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこととしたものである。 なお、基準省令第37条第2項の規定に基づき、当該記録は、2年間保存しなければならない。	(条例第20条第4項) 指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスの提供に当たっては、当該指定介護福祉施設サービスの提供を受ける入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。	同条第4項及び第5項は、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならず、緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う場合にあっても、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこととしたものである。 なお、条例第41条第2項の規定に基づき、当該記録は、2年間保存しなければならない。

記録	(同第5項) 指定介護老人福祉施設は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。		(同第5項) 指定介護老人福祉施設は、身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに理由を記録しなければならない。	
	(同第6項) 指定介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。		(同第6項) 指定介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、規則で定める措置を講じなければならない。	
委員会の開催	<p>一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p>	<p>同条第6項第1号の「身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会」(以下「身体的拘束適正化検討委員会」という。)とは、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会であり、幅広い職種(例えば、施設長(管理者)、事務長、医師、看護職員、介護職員、生活相談員)により構成する。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の身体的拘束等の適正化対応策を担当する者を決めておくことが必要である。</p> <p>なお、身体的拘束適正化検討委員会は、運営委員会など他の委員会と独立して設置・運営することが必要であるが、事故防止委員会及び感染対策委員会については、関係する職種等が身体的拘束適正化検討委員会と相互に関係が深いと認められることから、これと一体的に設置・運営することも差し支えない。身体的拘束適正化検討委員会の責任者はケア全般の責任者であることが望ましい。また、身体的拘束適正化検討委員会には、第三者や専門家を活用することが望ましく、その方策として、精神科専門医等の専門医の活用等が考えられる。</p> <p>指定介護老人福祉施設が、報告、改善のための方策を定め、周知徹底する目的は、身体的拘束等の適正化について、施設全体で情報共有し、今後の再発防止につなげるためのものであり、決して従業者の懲罰を目的としたものではないことに留意することが必要である。</p> <p>具体的には、次のようなことを想定している。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 身体的拘束等について報告するための様式を整備すること。 ② 介護職員その他の従業者は、身体的拘束等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、①の様式に従い、身体的拘束等について報告すること。 ③ 身体的拘束適正化検討委員会において、②により報告された事例を集計し、分析すること。 ④ 事例の分析に当たっては、身体的拘束等の発生時の状況等を分析し、身体的拘束等の発生原因、結果等を取りまとめ、当該事例の適正性と適正化策を検討すること。 ⑤ 報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。 ⑥ 適正化策を講じた後に、その効果について評価すること。 	<p>(規則第6条の2)</p> <p>一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p>	<p>条例施行規則第六条の二第一号の「身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会」(以下「身体的拘束適正化検討委員会」という。)とは、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会であり、幅広い職種(例えば、施設長(管理者)、事務長、医師、看護職員、介護職員、生活相談員)により構成する。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の身体的拘束等の適正化対応策を担当する者を決めておくことが必要である。</p> <p>なお、身体的拘束適正化検討委員会は、運営委員会など他の委員会と独立して設置・運営することが必要であるが、事故防止委員会及び感染対策委員会については、関係する職種等が身体的拘束適正化検討委員会と相互に関係が深いと認められることから、これと一体的に設置・運営することも差し支えない。身体的拘束適正化検討委員会の責任者はケア全般の責任者であることが望ましい。また、身体的拘束適正化検討委員会には、第三者や専門家を活用することが望ましく、その方策として、精神科専門医等の専門医の活用等が考えられる。</p> <p>指定介護老人福祉施設が、報告、改善のための方策を定め、周知徹底する目的は、身体的拘束等の適正化について、施設全体で情報共有し、今後の再発防止につなげるためのものであり、決して従業者の懲罰を目的としたものではないことに留意することが必要である。</p> <p>具体的には、次のようなことを想定している。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 身体的拘束等について報告するための様式を整備すること。 ② 介護職員その他の従業者は、身体的拘束等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、①の様式に従い、身体的拘束等について報告すること。 ③ 身体的拘束適正化検討委員会において、②により報告された事例を集計し、分析すること。 ④ 事例の分析に当たっては、身体的拘束等の発生時の状況等を分析し、身体的拘束等の発生原因、結果等を取りまとめ、当該事例の適正性と適正化策を検討すること。 ⑤ 報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。 ⑥ 適正化策を講じた後に、その効果について評価すること。

<p>指針の整備</p>	<p>二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</p>	<p>指定介護老人福祉施設が整備する「身体的拘束等の適正化のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととする。 ① 施設における身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方 ② 身体的拘束適正化検討委員会その他施設内の組織に関する事項 ③ 身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針 ④ 施設内で発生した身体的拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針 ⑤ 身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針 ⑥ 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針 ⑦ その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針</p>	<p>二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</p>	<p>指定介護老人福祉施設が整備する「身体的拘束等の適正化のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととする。 ① 施設における身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方 ② 身体的拘束適正化検討委員会その他施設内の組織に関する事項 ③ 身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針 ④ 施設内で発生した身体的拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針 ⑤ 身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針 ⑥ 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針 ⑦ その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針</p>
<p>研修の実施</p>	<p>三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。</p>	<p>介護職員その他の従業者に対する身体的拘束等の適正化のための研修の内容としては、身体的拘束等の適正化の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該指定介護老人福祉施設における指針に基づき、適正化の徹底を行うものとする。 職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該指定介護老人福祉施設が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な教育(年2回以上)を開催するとともに、新規採用時には必ず身体的拘束等の適正化の研修を実施することが重要である。 また、研修の実施内容についても記録することが必要である。研修の実施は、職員研修施設内での研修で差し支えない。</p>	<p>三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。</p>	<p>介護職員その他の従業者に対する身体的拘束等の適正化のための研修の内容としては、身体的拘束等の適正化の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該指定介護老人福祉施設における指針に基づき、適正化の徹底を行うものとする。 職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該指定介護老人福祉施設が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な教育(年2回以上)を開催するとともに、新規採用時には必ず身体的拘束等の適正化の研修を実施することが重要である。 また、研修の実施内容についても記録することが必要である。研修の実施は、職員研修施設内での研修で差し支えない。</p>

【減算要件】 ※指定介護老人福祉施設の条文を掲載しております。他の施設種別につきましては各自でご確認ください。

区分	単位数表告示	留意事項通知	適用時期について
<p>身体拘束廃止未実施減算</p>	<p>別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、身体拘束廃止未実施減算として、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算する。</p>	<p>身体拘束廃止未実施減算については、施設において身体拘束等が行われていた場合ではなく、指定介護老人福祉施設基準第11条第5項の記録(同条第4項に規定する身体拘束等を行う場合の記録)を行っていない場合及び同条第6項に規定する措置を講じていない場合に、入所者全員について所定単位数から減算することとなる。具体的には、記録を行っていない、身体的拘束の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催していない、身体的拘束適正化のための指針を整備していない又は身体的拘束適正化のための定期的な研修を実施していない事実が生じた場合、速やかに改善計画を都道府県知事に提出した後、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を都道府県知事に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、入所者全員について所定単位数から減算することとする。</p>	<p>実地検査の時点で厚生労働大臣が定める基準を満たしていても、過去に当該基準を満たしていない時期があったことが判明した場合、原則、当該事実を発見した月以降、少なくとも3ヶ月に渡り利用者全員が減算の対象となることを厚生労働省へ確認しております。</p>